

## 高額介護サービス費の負担限度額が見直されます

医療保険制度の高額療養費制度に合わせ、一定年収以上の高所得者(本人または同一世帯に課税所得380万円(年収約770万円)以上の65歳以上の方がいる場合)は、月々の負担の上限額が引き上げられることになりました。

11月振り込み分(8月利用分)の「高額介護(予防)サービス費」払い戻しから反映されます。



令和3年7月まで	
収入要件	世帯の上限額
現役並み所得相当(年収約383万円以上)	44,400円

↓

令和3年8月以降	
収入要件	世帯の上限額
課税所得約690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円
課税所得約380万円(年収約770万円)以上 ～課税所得約690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円
課税所得約145万円(年収約383万円)以上 ～課税所得約380万円(年収約770万円)未満	44,400円

## 食費・居住費の負担限度額の見直しについて

介護保険法関係法令の改正により、令和3年8月1日から、市町村民税世帯非課税で介護保険施設に入所の方やショートステイ利用の方の食費・居住費の助成制度(補足給付)が一部変わります。

### ① 認定要件である預貯金額が変わります

	令和3年7月まで	見直し後(令和3年8月～)
年金収入等※ 80万円以下(第2段階)	単身1,000万円 夫婦2,000万円	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)		単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等 120万円超(第3段階②)		単身500万円、夫婦1,500万円

※公的年金収入額(非課税年金を含む)+その他の合計所得金額

### ② 食費(日額)の負担限度額が変わります

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	令和3年7月まで	見直し後(令和3年8月～)	令和3年7月まで	見直し後(令和3年8月～)
年金収入等※ 80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

※居住費の負担限度額に変更はありません。

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線215)  
福岡県介護保険広域連合(事業課給付係) TEL 092-981-9073

## 7月は国民年金の保険料免除期間の更新月です!

国民年金の保険料免除期間は毎年6月までとなっております。  
保険料免除の継続利用を希望する方は必ず申請をしてください。

もし、保険料の免除を受けずに未納のままの状態で障がいを負ったり、死亡といった不慮の事態が発生したりすると、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けとることができない場合がありますのでご注意ください。

●問い合わせ先 小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873  
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)



## 後期高齢者医療被保険者の方へ

令和3年度の保険料について 「保険料額決定通知書」を7月中旬に送付します。

令和3年度の保険料は、令和2年中の所得金額と世帯の状況を基に算定を行い、決定します。  
詳細については、通知書に同封されているリーフレットにてご確認ください。

被保険者証の一斉更新を行います 現在お持ちの被保険者証の有効期限は、令和3年7月31日までです。

8月1日から使用できる被保険者証(紫色)は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。有効期間は令和4年7月31日までの1年間です。(ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期間の短い被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。)

### 認定証の更新について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」の有効期限は、令和3年7月31日までです。

すでに認定証をお持ちの方で、令和3年度も同じように条件を満たす方には、新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬に送付します。

### 「減額認定証」・「限度額証」とは

住民税が非課税の世帯に該当する方が、入院または高額な外来診療を受ける際に、「減額認定証」を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担限度額や入院時の食費などの負担が軽減されます。

また、3割負担の方で現役並 I・IIの方は、「限度額証」を提示すると窓口負担が自己負担限度額までになります。

なお、新たに交付を希望する場合は、役場長寿福祉課で申請手続きが必要になります。

申請に必要なもの 被保険者証・被保険者のマイナンバーを確認できるもの  
本人確認書類

※その他、代理で申請される場合は、代理人の本人確認書類(運転免許証など)が別途必要です。

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線168)  
福岡県後期高齢者医療広域連合 TEL 092-651-3111

## 令和3年度 介護保険料について

65歳以上の方に「令和3年度介護保険料決定通知書」を7月下旬に送付します。

令和3年度の介護保険料を市町村民税や世帯の状況などによって決定します。

特別な事情がなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時の自己負担割合が増える場合があります。

皆様から納付された保険料で運営される介護保険制度についてご理解とご協力をお願いします。

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。(新型コロナウイルス感染症の影響も含む)

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線215)  
福岡県介護保険広域連合(総務課収納管理係) TEL 092-981-9071

